

意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、アンペアブレーカーおよび漏電遮断器等が組み込まれた分電盤、計測・表示装置ならびにこれらの設備または機器類を接続する電線類で構成される一体化されたシステムをいう。

(2) 蓄電池 蓄電池、パワーコンディショナおよび連系盤ならびにこれらの設備または機器類を接続する電線類で構成される一体化された電気を蓄えることができるシステムをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、個人用既存住宅に住宅用太陽光発電システムおよび蓄電池を設置する事業のうち、別表に定める補助要件および次の各号のいずれにも該当する設備（以下「対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、補助対象外とする。
- (4) 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。

2 前項の既存住宅については、対象設備を設置する建物の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象者は、補助対象事業を実施する者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時点において、本市に住民登録のある者であること。
- (2) 自ら居住する市内にある住宅（賃貸住宅および集合住宅を除く。）に設置する者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 環境省の専用ソフトを用いて各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策の提案が受けられる「うちエコ診断」により導入効果を把握し、更なる取組に繋げることが期待できる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に

規定する暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費および補助金の額)

第 5 条 補助金の対象となる経費は、対象設備の設置および導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とし、補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、1 件の補助対象事業に対し 1 回限り交付するものとする。

4 補助金は、1 人の補助対象者に対し 1 回限り交付するものとする。

(補助金の交付条件)

第 6 条 補助金の交付は、この補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健康エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和 8 年 3 月 3 1 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し（品名、品番、出力、容量および蓄電池の本体価格がわかるもの）
- (2) 対象設備の設置に係る契約書の写しまたは設置工事着工日がわかる書類
- (3) 対象設備の設置工事が完了したことを証明する書類
- (4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）
- (5) 「うちエコ診断」を受診したことが分かる資料
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付等の決定)

第 8 条 市長は、前条に規定する書類の審査および第 1 5 条に規定する現地調査等により、補助金を交

付すべきと認めたときは、規則第 6 条の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助金の実績報告は、規則第 1 3 条の規定にかかわらず、前条第 1 項の交付の決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定通知）

第 1 0 条 規則第 1 4 条に規定する補助金等の額の確定通知は、第 8 条第 1 項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第 1 1 条 補助金の交付請求は、規則第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 0 条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

（工事日および購入日）

第 1 2 条 対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が令和 7 年 4 月 1 日以降でなければならない。

- 2 対象設備の設置工事完了日は、令和 8 年 1 月 3 1 日以前でなければならない。

（申請の取下げ）

第 1 3 条 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、交付の決定を受けた日から起算して 1 5 日以内とし、草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金における交付申請の取下げ届出書（別記様式第 4 号）を市に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第 1 4 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の手続により不正に補助金の交付の決定を受けたとき。
(2) 本要綱または規則に反する内容に基づき補助

金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

（現地調査等）

第 1 5 条 市長は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助対象者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

（手続代行者）

第 1 6 条 補助対象者は、補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。

- 2 前項の規定により手続を委任する場合、手続を委任された者（以下「手続代行者」という。）は、補助金交付申請書において手続代行者に係る情報を記載しなければならない。

- 3 手続代行者は、この手続の代行を通じ補助対象者に関して得た情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に従って取り扱うものとする。

- 4 市長は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第 1 7 条 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ草津市健幸エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金財産処分承認申請書（別記様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助対象者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

（データ等の提供）

第 1 8 条 市長は、第 1 条の規定による目的に必要な範囲において、補助対象者に対し、対象設備の普及に資するデータ等の提供を求めることができる。

- 2 補助対象者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

設備名	補助率等	補助要件
住宅用太陽光発電システム	3. 5 万円／kW 上限 1 5 万円	1 太陽電池モジュールの公称最大出力が 2 kW 以上、1 0 kW 未満（増設の場合においては、増設分が 2 kW 以上、既設分との合計が 1 0 kW 未満）のシステムであること。 2 蓄電池と併せて設置すること。
蓄電池	7. 7 5 万円／kWh×1／3 （蓄電池価格の 1／3 以内） 上限 1 5 万円	1 住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できること。 2 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じていること。 3 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が 1 kWh 以上かつ定格出力が 5 0 0 W 以上であること。 4 既存の住宅用太陽光発電システムと接続する、または同システムと併せて設置すること。

別記
様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所 〒

(フリガナ)
申請者 氏 名 印

草津市健康エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）

草津市健康エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。
また、今回の交付申請にあたり、市税に関する納税状況について、市長が照会・調査することに同意します。
なお、申請のとおり交付の決定がされたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

申請者の連絡先 (電話番号は平日昼間に連絡が 取れる番号を記載してください)		(氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)
手続代行者 (手続きを代行している場 合は記入してください)		住 所 会 社 名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)
設置場所	▼住民票と同じ表記にしてください。 草津市	
交付申請額 交付請求額	円	

(裏面へ)

補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)	
	金融機関名	
	本店名	
	預貯金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
	本人口座番号	
	本人口座名義	(※カタカナで記入)

工事日 および 購入日	対象設備の種類	契約日もしくは工事着工日	工事完了日
	住宅用太陽光 発電システム	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	蓄電池	令和 年 月 日	令和 年 月 日
※対象設備の設置に係る契約締結日または設置工事着工日のいずれか早い日が令和 7 年 4 月 1 日 以降であること。 ※対象設備の設置工事完了日が令和 8 年 1 月 3 1 日以前であること。			
施工者	住宅用太陽光発電システム		
	施 工 者 _____		
	施工者住所 _____ 滋賀県		
	蓄電池		
	施 工 者 _____		
	施工者住所 _____ 滋賀県		
※対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。			

<添付資料>

- ・太陽電池モジュール、パワーコンディショナおよび蓄電池のカタログ等の写し（品名、品番、出力、容量および蓄電池の本体価格がわかるもの）
- ・対象設備の設置に係る契約書の写しまたは設置工事着工日がわかる書類
- ・対象設備の設置工事が完了したことを証明する書類
- ・振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）
- ・「うちエコ診断」を受診したことが分かる資料

(別紙へ)

(別紙) 設備要件調査

パワー コンディショナ	製造者	品番・型名	定格出力
			kW

太陽電池 モジュール (新設分)		製造者	品番・型名	公称最大出力 (A)	枚数 (B)	小計 (A×B)
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
					合計	W

太陽電池 モジュール (既設分)		製造者	品番・型名	公称最大出力 (A)	枚数 (B)	小計 (A×B)
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
					合計	W

※認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。
※蓄電池と併せて設置すること。

蓄電池		製造者	品番・型名	蓄電容量	蓄電池価格
	1			kWh	円
	2			kWh	円
	3			kWh	円
	合計			kWh	円

※太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであること。
※JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているものであること。蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であること。
※既存の太陽光発電システムと接続する、または太陽光発電システムと併せて設置すること。

様式第2号（第8条第1項関係）

第 年 月 号
日

様

草津市長



草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付決定通知書
兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金については、草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

交付決定額 円

額の確定額 円

様式第3号（第8条第2項関係）

第 年 月 号
日

様

草津市長



草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金における交付申請の取下げ届出書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた標記補助金について、草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第13条の規定により、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

取下げの理由

様式第5号（第17条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、草津市健全エコハウス（太陽光発電・蓄電池）普及促進補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。

☐目的外使用（転用） ☐譲渡 ☐交換 ☐貸付 ☐担保 ☐廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類

（令和7年6月1日揭示済み）

草津市告示第 2 2 5 号

令和 7 年度草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

令和 7 年度草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長と愛する地球のために約束する草津市条例（平成 1 9 年草津市条例第 3 5 号）第 4 条に規定する協定（以下「愛する協定」という。）を締結し、脱炭素の取組を始めようとする中小企業の支援、災害時における代替エネルギーの確保等のため、予算の範囲内において、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 大企業 中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の企業であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和 3 8 年法律第 1 0 1 号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 4 7 号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結した者

ウ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 0 号）に規定する投資事業有限責任組合

(2) 中小企業者等 中小企業等経営強化法第 2 条第 2 項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 発行済株式の総数または出資価額の総数の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額 3 分の 2 以上を大企業が所有している事業者
ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている事業者。

(3) ファイナンスリース 「リース期間中に契約解除できないこと」および「借手が、当該資産に係る費用全て負担する義務を負うこと」という 2 つの条件を満たすリース契約のことをいう。

(4) 需要家 その施設等に補助対象者が太陽光発電設備等を補助対象者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を供給される契約を結んだ者をいう。

(5) オンサイト P P A 太陽光発電設備等の所有者である事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいう。

(6) 指定避難所等 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の規定に基づき、市から指定避難所または福祉避難所に指定された施設のことをいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和 7 年度滋賀県産業支援プラザ省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要領（以下、「滋賀県要領」という。）に基づく補助金（以下「滋賀県補助金」という。）の交付を受けた、省エネ設備、太陽光発電設備等またはその他再エネ等設備を市内の事業所等に導入する事業とする。

2 補助対象経費は、別表第 1 に定める経費であって、必要かつ適当と認める経費とする。

3 補助金の額は、別表第 2 から別表第 4 に定めるところとする。

4 補助対象設備および補助要件等は、別表第 5 および別表第 6 に定めるところとする。

5 補助対象設備ごとに補助対象経費の総額が 6 0 万円を下回る事業については、補助対象としない。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象者は、補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者であって、対象設備ごとに別表第 7 の要件を満たす者とする。

(1) 市長と愛する協定を締結している者

(2) 市税に滞納がない者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを完了している者

(3) 補助対象事業を実施しようとする事業所等について、過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断を受けた事業者、または受けようとする事業者（ただし、過去 1 年間にエネルギー使用の実績がなく省エネ診断を受ける事ができない場合およびファイナンスリースまたはオンサイト P P A により太陽光発電設備等を導入する場合はこの限りでない。）

(4) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

（補助金の交付条件）

第 5 条 補助金の交付は、この補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付

の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表第 8 に掲げる書類を添えて、令和 8 年 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付等の決定）

第 7 条 市長は、前条に規定する書類の審査および公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が滋賀県要領第 11 条に基づき交付した滋賀県補助金額の確定通知書の確認等により、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第 6 条の規定にかかわらず、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第 8 条 補助金の実績報告は、規則第 13 条の規定にかかわらず、前条第 1 項の交付の決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定通知）

第 9 条 規則第 14 条に規定する補助金等の額の確定通知は、第 7 条第 1 項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第 10 条 補助金の交付請求は、規則第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、第 9 条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の事業者につき 1 回とする。

（補助金の取消し等）

第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めるものとする。

(1) この要綱および規則に違反したことにより市長の指示を受け、この指示に従わないとき。

(2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさな

い事実が明らかになったとき。

(3) 補助事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為があったとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の経理等)

第 1 2 条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 1 3 条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に關し必要な指示をし、報告を求め、または検査することができる。

(事業効果の報告)

第 1 4 条 補助事業者は、支援プラザに提出した事業効果報告書（別記様式第 8 号）の写しを市長に提出するものとする。

2 市長は、事業の効果を把握しようとするときは、前項の規定によらず補助事業者に対し報告を求めることができる。

(取得財産等の処分の制限)

第 1 5 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金財産処分承認申請書（別記様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(データ等の提供)

第 1 6 条 市長は、第 1 条の規定による目的に必要な範囲において、補助対象者に対し、省エネ・再エネ等設備の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助対象者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、

これに協力するよう努めなければならない。

(補助事業の公表)

第 1 7 条 市長は、補助事業内容や効果等を公表することができる。

(その他)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

別表第 1（第 3 条第 2 項関係）

区分	内容	備考
本工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費	1 建屋は補助対象外とする（ただし、小水力発電の場合を除く。）。 2 既存構築物および設備の撤去費は補助対象外とする（ただし、対象設備の導入に直接必要な経費を除く。）。 3 土地造成、整地および地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする（ただし、機械基礎に係る必要不可欠な工事は対象とする。）。
付帯工事費	本工事に付随する必要最小限度の範囲内の工事に要する経費	
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付に要する経費	土地の取得および賃借料（リース代）は補助対象外とする。

備考

- 1 消費税および地方消費税は対象外とする。
- 2 国もしくは国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除く。

別表第 2（第 3 条第 3 項関係）

項目	内容
補助金額	1 省エネ設備 補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た

額と別表第 3 に定める補助限度額のいずれか小さい額とする。（千円未満切り捨て）

2 太陽光発電設備等およびその他再エネ等設備

補助対象経費に 3 分の 1（指定避難所等は 2 分の 1）を乗じて得た額と別表第 3 に定める設備ごとの補助限度額のいずれか小さい額とする。（千円未満切り捨て）

別表第 3（第 3 条第 3 項関係）

対象設備	補助限度額	
	中小企業者等	指定避難所等
省エネ設備	以下のいずれか小さい額 1 100 万円 2 補助事業による事業所全体のエネルギー使用量（別表第 4 に掲げるエネルギー種別ごとの換算係数を使用して算出したもの）の削減量（GJ）に 1 万円を乗じて得た額	
太陽光発電＋蓄電池	発電出力 1 kW あたり 7 万円を乗じて得た額（上限 210 万円（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合は上限 120 万円））	発電出力 1 kW あたり 10 万円を乗じて得た額（上限 300 万円（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合は上限 180 万円））
太陽光発電	発電出力 1 kW あたり 4 万円を乗じ	

	て得た額（上限 120 万円）	
風力発電	100 万円	150 万円
小水力発電	200 万円	300 万円
バイオマス発電	200 万円	300 万円
太陽熱利用	200 万円	300 万円
バイオマス熱利用	200 万円	300 万円
地中熱利用	200 万円	300 万円
下水熱利用	200 万円	300 万円
その他熱利用	100 万円	150 万円
バイオマス燃料製造	100 万円	150 万円
ガスコージェネレーション	200 万円	300 万円
燃料電池	200 万円	300 万円
蓄電池単体	蓄電容量 1 kWh あたり 5 万円を乗じて得た額（上限 50 万円）	蓄電容量 1 kWh あたり 7 万円を乗じて得た額（上限 75 万円）
次世代自動車＋V2H		100 万円
V2H 単体	10 万円	

備考 中小企業者等、指定避難所等については、補助対象者が P P A 事業者またはリース事業者の場合、需要家を指す

別表第 4（第 3 条第 3 項関係）

エネルギーの種類		単位発熱量	
		数値	単位
燃料	原油（コンデンセートを除く。）	38.3	GJ/kl
およ	原油のうちコンデンセート（NGL）	34.8	GJ/kl

び 熱	ガソリン	3 3. 4	GJ/kl
	ナフサ	3 3. 3	GJ/kl
	灯油	3 6. 5	GJ/kl
	軽油	3 8. 0	GJ/kl
	A 重油	3 8. 9	GJ/kl
	B・C 重油	4 1. 8	GJ/kl
	石油アスファルト	4 0. 0	GJ/t
	石油コークス	3 4. 1	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	5 0. 1 GJ/t
		石油系炭化水 素ガス	4 6. 1 GJ/千m3
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス (LNG)	5 4. 7 GJ/t
		その他可燃性 天然ガス	3 8. 4 GJ/千m3
	輸入原料炭	2 8. 7	GJ/t
	コークス用原料炭	2 8. 9	GJ/t
	吹込用原料炭	2 8. 3	GJ/t
	輸入一般炭	2 6. 1	GJ/t
	国産一般炭	2 4. 2	GJ/t
	輸入無煙炭	2 7. 8	GJ/t
	石炭コークス	2 9. 0	GJ/t
	コールタール	3 7. 3	GJ/t
	コークス炉ガス	1 8. 4	GJ/千m3
	高炉ガス	3. 2 3	GJ/千m3
	発電用高炉ガス	3. 4 5	GJ/千m3
	転炉ガス	7. 5 3	GJ/千m3
	その他の燃料	都市ガス	4 5. 0 GJ/千m3
	産業用蒸気	1. 1 7	GJ/GJ
	産業用以外の蒸気	1. 1 9	GJ/GJ
	温水	1. 1 9	GJ/GJ
	冷水	1. 1 9	GJ/GJ
	電 気	8. 6 4	G J / 千 kWh

別表第 5 (第 3 条第 4 項関係)

補助対象設備		補助要件	
省 エ ネ 設 備	過去に省エ ネ診断の実 績のある法 人等のエネ ルギー管理 士等の有資 格者による	I 補助対象事業に より次のいずれか の要件を満たすこ と。 ア 対象事業所全 体の前年度エネ ルギー使用量に	次のいづ れ か に 該当する ものを除 く。 1 生産 設備お

省エネ診断
において助
言、提案を
受けた省エ
ネにつなぐ
る設備

比べて 5 % 以上
の削減が見込
まれること。
イ 対象事業所全
体で 1 0 0 GJ
以上のエネルギ
ー使用量の削減
が見込まれるこ
と。
2 照明設備を更新
する場合は、滋賀
県が運営管理する
J-クレジット制度
に基づく二酸化炭
素排出削減事業
「びわ湖カーボン
クレジット倶楽部
(LED 照明)」に
入会すること。

よび事
務用機
器
2 国ま
たは国
の関連
団体の
補助金
の交付
を受け
る見込
みであ
る設備

太陽光発電設備等

太陽光発電
+蓄電池

1 発電出力 5 kW
以上であること。
2 自立運転機能を
有していること
(既設太陽光発電
設備において、パ
ワーコンディショ
ナーに自立出力機
能がない場合に、
自立出力付きの
パワーコンディシ
ヨナーに更新し、
蓄電池を導入する
場合も対象とす
る。)

補助金の
交付を受
けた発電
設備で発
電した電
力は自家
消費する
こと。余
剰電力の
売電は差
し支えな
いが、1
事業所あ
たり年間
3, 6 0
0 k W h
以 上 か
つ、発電
量の 5 0
% 以上の
電力を自
家消費す
ること

太陽光発電

3 蓄電池を導入す
る場合は総蓄電容
量 3 kWh 以上か
つ発電出力の同等
以下であること。
4 P P A またはフ
ァイナンスリース
により事業を実施
する場合、需要家
と P P A 事業者ま
たはリース事業者
との契約で、補助